

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成20年2月14日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

特殊勤務手当の支給に係る事務

3 監査対象事務の選定理由

平成18年度決算に係る定期監査において、特殊勤務手当に関する監査を実施したところ、一部の機関で、特殊勤務手当に係る所属長の実績承認が数か月分まとめて行われたために支給が遅延していた状況及び異なる機関の複数の職員が同一の業務に従事していながら機関によって支給の有無に差異がある状況が見受けられた。

このため、特殊勤務手当の支給の状況について監査し、特殊勤務手当の支給に係る事務の改善に資することとした。

4 実施期間

平成19年8月から同年11月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

平成18年度に支給された特殊勤務手当に係る事務

(2) 監査対象機関 87機関

特殊勤務手当を支給している県のすべての機関(総合事務所にあっては、総合事務所の内部組織である各局)

6 実施方法

すべての機関に対し予備調査(特殊勤務手当の支給状況に係る調査をいう。)を実施したのち、支給実績のある87機関すべてに監査調書の提出を求め、そのうち23機関について関係書類と現場の状況を調査し、関係者の説明を聴取する等の方法により、実地監査を実施した。また、残りの機関については、書面による監査を実施した。

また、職員の特殊勤務手当に関する条例その他の規程(以下「条例等」という。)を所管している機関(総務部職員課、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県企業局経営企画課及び鳥取県病院局総務課)に対し、条例等の運用等に関する聞き取り調査を実施した。

(1) 監査実施機関 87機関

防災局1機関、福祉保健部7機関、生活環境部2機関、農林水産部12機関、総合事務所19機関、教育委員会31機関、警察本部10機関、企業局3機関、病院局2機関

(2) 実地監査を実施した機関 23機関

ア 知事部局 16機関

[防 災 局] 消防防災航空室

[福祉保健部] 総合療育センター、米子児童相談所、喜多原学園

[農林水産部] 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場

[総合事務所] 東部総合事務所生活環境局及び県土整備局

中部総合事務所福祉保健局、生活環境局及び県土整備局

西部総合事務所生活環境局及び県土整備局

イ 企業局 1機関

企業局西部事務所

ウ 病院局 1機関

中央病院

エ 教育委員会 4機関

智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校、境港総合技術高等学校、白兔養護学校

オ 警察本部 1機関

倉吉警察署

(3) 書面監査を実施した機関 64機関

福祉保健部 4機関、生活環境部 2機関、農林水産部 7機関、総合事務所12機関、企業局 2機関、病院局

1機関、教育委員会27機関、警察本部 9機関

7 監査の着眼点

(1) 特殊勤務手当は条例等の規定に基づいて適正に支給されているか

(2) 特殊勤務手当の支給要件は明確となっているか

(3) 特殊勤務手当の支給に係る確認は適正に行われているか

(4) 特殊勤務手当の支給内容、支給時期は適正か

(5) 特殊勤務管理システムに改善すべき点はないか

(6) 特殊勤務管理システムは他部局でも導入できないか

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石 差 英 旺

監査委員 井 上 耐 子

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 米 田 由 起 枝

監査委員 伊 藤 保

監査委員 稲 田 寿 久

第2 監査の結果及び意見

1 特殊勤務手当の支給に係る取扱いについて

(1) 特殊勤務手当は条例等の規定に基づいて適正に支給されているか

ア 防疫等業務手当（結核患者療養指導）の支給

[監査の結果]

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「職員の特務勤務手当条例」という。）第4条第1項第3号アでは、防疫等業務手当（結核患者療養指導）は、各総合事務所の福祉保健局（保健所）に勤務する保健師が結核患者の家庭を訪問し、当該患者に対して行う療養指導業務に従事したときに支給されると規定されており、衛生環境が不安な結核患者の家庭を訪問することによる結核への感染の危険性に着目して支給されるものである。

各総合事務所の福祉保健局（保健所）では、結核患者の療養指導を行う場合、結核患者の家庭の外、

結核患者が病院に入院している場合は病棟で、通院している場合は病院待合室等で、また、来局された場合は局内で行っている。

職員の特殊勤務手当条例では、当該手当の支給要件を結核患者の家庭を訪問する場合に限定しているが、各福祉保健局（保健所）は、対面での結核患者に対する療養指導は感染の危険性を伴うと判断し、病院内等で行った療養指導の場合についても、家庭を訪問した場合と同様に当該手当を支給していた。

[意見]

職員の特殊勤務手当条例では、防疫等業務手当（結核患者療養指導）の支給要件は結核患者の家庭を訪問して行う場合に限定されているため、結核患者の家庭以外の場所で行う療養指導に対しての当該手当の支給は、職員の特殊勤務手当条例の規定に反している。

については、各福祉保健局は、職員の特殊勤務手当条例の規定及びその趣旨に沿って当該手当を適正に支給されたい。

イ 潜水手当の支給

[監査の結果]

潜水手当は、県や教育委員会の職員の場合には職員の特殊勤務手当条例第18条第1項で、また警察本部の職員の場合には警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号。以下「警察職員の特殊勤務手当条例」という。）第14条第1項で、職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給することと規定されており、潜水業務の不健康性に着目して支給されるものである。

また、当該手当は、分単位の潜水時間の積み上げで支給されている。

警察本部の機動隊では、ダイバーウォッチで計測した潜水時間のみを支給対象時間として当該手当を支給していた。

栽培漁業センターでは、支給の対象となる潜水業務に従事している時間を、船で潜水現場に到着した時から潜水作業や船上での調査作業等が終了して現場を離れるまでの時間を支給対象時間として当該手当を支給していた。

[意見]

職員の特殊勤務手当条例の規定の趣旨から、栽培漁業センターが潜水手当の支給対象としている時間には、潜水作業とはいえない時間が含まれている。

については、同センターは当該手当の支給対象となる潜水作業への従事時間を明確にし、職員の特殊勤務手当条例の規定に基づいて当該手当を適正に支給されたい。

ウ 教員特殊業務手当（障害児直接指導）の支給

[監査の結果]

職員の特殊勤務手当条例第23条第1項第7号では、教員特殊業務手当（障害児直接指導）は、特別支援学校（養護学校、盲学校及び聾学校をいう。）に勤務する教諭等（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員をいう。）が児童又は生徒へ直接指導を行った場合に支給されると規定されており、障害児を直接指導することの困難性に着目して支給されるものである。

白兔養護学校では、出張等により終日校外で勤務し、児童又は生徒へ直接指導を行っていない場合についても当該手当を支給していた。

同校における当該手当の支給は、出張等により終日校外で勤務し、児童又は生徒を直接指導していない場合も支給できるとする特殊勤務手当（教員特殊業務手当）等の支給にかかる質疑応答の通知（平成18年6月19日付教育委員会事務局教育総務課長通知）に従ったものであった。

[意見]

教員特殊業務手当（障害児直接指導）を、出張等により終日校外で勤務し、児童又は生徒を直接指導しない日についても支給の対象とするという教育委員会事務局教育総務課長の質疑応答の通知は、職員の特殊勤務手当条例に規定する当該手当の支給の趣旨に沿っているとはいえない。

については、教育総務課は、当該手当に係る取扱いが職員の特殊勤務手当条例の趣旨を踏まえたものとなるよう当該質疑応答の通知の内容を改めるとともに、当該手当を職員の特殊勤務手当条例の規定に基

づいて適正に支給されたい。

エ 災害応急作業等手当（航空機に搭乗して行う業務）の支給

[監査の結果]

職員の特殊勤務手当条例第24条第1項第3号では、災害応急作業等手当（航空機に搭乗して行う業務）は、職員が航空機（ヘリコプターを含む。）に搭乗して、消火活動、救急業務その他の消防活動、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務及び教育訓練に従事したときに支給されると規定されており、業務の危険性に着目して支給されるものである。

また、職員の特殊勤務手当条例第24条第3項第2号力では、これらの業務のうち、より危険性の大きい空中で停止飛行したヘリコプターにより行う降下の業務を機外において補助した場合には、手当が加算して支給されると規定されている。

消防防災航空室では、空中で停止飛行したヘリコプターの扉を開いて機外に身を乗り出して降下する者へのワイヤロープの装着を確認する等の補助業務を手当の加算の対象としておらず、加算額を支給していなかった。

[意見]

消防防災航空室は、機外に身を乗り出して行う降下の業務の補助業務を災害応急作業等手当（航空機に搭乗して行う業務）の加算の対象とし、当該手当を適正に支給されたい。

(2) 特殊勤務手当の支給要件は明確となっているか

ア 狂犬病予防等業務手当（犬の捕獲・収容）の支給

[監査の結果]

職員の特殊勤務手当条例第16条第1項第1号では、狂犬病予防等業務手当（犬の捕獲・収容）は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬（鑑札と注射済証の揃っていない生後90日を経過した犬をいう。）の捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等（飼い犬以外の犬及び飼い犬で係留されていない犬をいう。）の収容業務を行った場合に支給されると規定されており、犬の捕獲・収容業務の危険性に着目して支給されるものである。

東部、中部及び西部総合事務所の生活環境局及び県土整備局では、野犬等がうろついているという通報があつて出動した場合において、犬がすでに逃げてしまつていて発見できなかったとき及びパトロールに出動して犬が発見できなかった場合についても、犬の捕獲・収容業務であると考えて当該手当を支給していた。

なお、当該手当を支給する場合の具体的な業務内容に係る支給要件は定められていなかった。

[意見]

犬の捕獲・収容業務について、どのような業務が特殊勤務手当の支給対象になるか具体的に定められていないため、支給要件に混乱が生じていたものである。

については、公園自然課は、当該手当の具体的な支給要件について、関係機関と協議して定められたい。

イ 狂犬病予防等業務手当（犬の殺処分）の支給

[監査の結果]

職員の特殊勤務手当条例第16条第1項第2号では、狂犬病予防等業務手当（犬の殺処分）は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例に基づき収容した野犬等の殺処分業務を行った場合に支給されると規定されており、犬を扱うことの危険性と犬を殺処分することの不快性に着目して支給されるものである。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づいて所有者から引取りを求められて引き取ったか、又は拾得者等から引取りを求められて引き取った所有者の判明しない犬又はねこ（以下「所有者又は拾得者から引き取った犬又はねこ」という。）の殺処分業務は、職員の特殊勤務手当条例では、特殊勤務手当の支給対象とはされていない。

表1 犬又はねこの殺処分に係る特殊勤務手当の支給対象

区分	根拠法令	犬又はねこの類型	特殊勤務手当の支給対象 (対象...、対象外...×)(注)
犬の殺処分	狂犬病予防法	鑑札と注射済証の揃っていない生後90日を経過した犬	
	動物の愛護及び管理に関する法律	所有者又は拾得者から引き取った犬	×
	動物愛護条例	飼い犬以外の犬及び飼い犬で係留されていない犬	
ねこの殺処分	動物の愛護及び管理に関する法律	所有者又は拾得者から引き取ったねこ	×

注 「特殊勤務手当の支給対象」欄は、職員の特殊勤務手当条例における犬又はねこの殺処分に係る特殊勤務手当の支給対象を表すものである。

東部、中部及び西部の総合事務所の生活環境局及び県土整備局では、狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づき捕獲又は収容した犬の殺処分に対して当該手当を支給している。

しかし、職員の特殊勤務手当条例では、特殊勤務手当の支給対象となっていない所有者又は拾得者から引き取った犬又はねこを殺処分した場合も、同様に当該手当を支給していた。

また、中部総合事務所県土整備局では、ねこだけの殺処分を行っていた場合も、同様に当該手当を支給していた。

[意見]

狂犬病予防等業務手当(犬の殺処分)が、犬を扱うことの危険性と犬を殺処分することの不快性に着目する手当であることから、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて所有者又は拾得者から引き取った犬又はねこを殺処分する場合の危険性や不快性は、狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づき捕獲又は収容した犬の殺処分を行う場合と同程度であると思われる。

については、公園自然課は、所有者又は拾得者から引き取った犬又はねこの殺処分に係る当該手当の支給の可否について、犬又はねこの殺処分による危険性や不快性の実態を踏まえ、関係機関と協議された。

2 特殊勤務手当の支給に係る確認について

(1) 特殊勤務手当の支給に係る確認は適正に行われているか

ア 特殊勤務実績簿の作成

特殊勤務実績簿の作成については、知事部局及び教育委員会の職員に適用される職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号。以下「職員の特殊勤務手当規則」という。)第5条では、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が職員に対し特殊勤務(特殊勤務手当の支給される業務等に係る勤務をいう。)を命じたときは、人事委員会が定める様式の特務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならないことと規定されている。これに基づき、人事委員会は、特殊勤務手当の運用について(平成4年3月27日付鳥取県人事委員会委員長通知)で特殊勤務実績簿の様式を定めている。

なお、この様式については、任命権者が必要に応じて所要の調整を加えて使用することができることとされている。

また、企業局、病院局及び警察本部においても、同様の取扱いとしている。

知事部局では、平成17年12月から、日額で支給する特殊勤務手当の支給事務に使用する特殊勤務管理システムが導入されたことにより、月額で特殊勤務手当を支給する場合を除き、書面による特殊勤務実績簿の作成は不要となっている。

なお、特殊勤務管理システムが導入されていない企業局(東部事務所、西部事務所)、病院局(中央病院、厚生病院)、教育委員会(県立学校)及び警察本部では、従来どおり書面による特殊勤務実績簿を作成する必要がある。

[監査の結果]

皆成学園及び喜多原学園では、職員に月額で支給する児童生活支援業務手当を支給していたが、特殊勤務実績簿を作成していなかった。

中央病院では、日額で支給する夜間看護等手当を支給していたが、特殊勤務実績簿を作成していなかった。

[意見]

特殊勤務実績簿の作成については、職員の特殊勤務手当規則その他の規程に規定されており、特殊勤務手当を支給する場合には必ず作成すべきものである。

については、皆成学園、喜多原学園及び中央病院は、児童生活支援業務手当又は夜間看護等手当に係る特殊勤務実績簿を速やかに作成されたい。

イ 支給に係る実績確認

特殊勤務管理システムが導入されている機関では、職員が特殊勤務手当の支給対象となる業務を行った場合、次のような事務の流れにより特殊勤務手当を支給している。

〔特殊勤務管理システムによる特殊勤務手当の支給事務の流れ〕

実績入力（日々）

特殊勤務手当の支給対象となる業務を実施した者は、その業務の都度実績入力を行う。

実績確認（日々）

業務を実施した職員の上司である直接監督者は、実績入力されたものについてその都度実績確認を行う。

実績申請（毎月）

業務を実施した者は、直接監督者の1か月分の実績確認が完了した時点で1か月分の実績申請を行う。

実績承認（毎月）

所属長は、実績申請されたものを最終承認者として実績承認を行う。

支出票の作成（毎月）

事務担当者は、所属長の実績承認が完了したものについて、毎月7日までに特殊勤務管理システム上で支出票を作成する。

支給（毎月）

特殊勤務管理システムは給与システムと連携され、当該月の給与支給日に特殊勤務手当が支給される。

特殊勤務管理システムが導入されていない機関及び月額で特殊勤務手当を支給している機関では、特殊勤務実績簿に直接監督者及び所属長が決裁を行い、それに基づいて事務担当者が支給事務を行っている。

[監査の結果]

東部総合事務所県税局では、困難折衝等業務手当（徴収）の支給に係る日々の業務の実績確認を直接監督者でない同僚が行っていた。

東部総合事務所福祉保健局では、防疫等業務手当（感染症予防）の支給に係る日々の業務の実績確認を直接監督者でない同僚が行っていた。

中部総合事務所生活環境局では、狂犬病予防等業務手当（犬の捕獲・収容及び殺処分）の支給に係る日々の業務の実績確認を業務を実施した本人が行っていた。

[意見]

特殊勤務手当を支給する場合、特殊勤務手当の支給対象となる業務の実績確認を直接監督者でない同僚や本人が行うことは不適正である。

については、東部総合事務所県税局及び福祉保健局並びに中部総合事務所生活環境局は、特殊勤務手当の支給に係る実績確認が適正に行われるよう実績確認者を上司である直接監督者とされたい。

ウ 実績を確認する文書

[監査の結果]

実地監査を実施した14機関では、特殊勤務手当の支給に係る業務の実績を確認できる文書（日誌、記

録等)が作成されていないこと等のため、特殊勤務手当の支給要件に該当するかどうか判断のできない状況が見受けられた。

(ア) 実績を確認できる文書が作成されていない機関

農業試験場等では、有害物等取扱手当(有害物、危険物質)、種雄牛馬等取扱手当等について、特殊勤務手当の支給に係る業務の実績を確認する文書が作成されていなかった。

表2 実績を確認できる文書が作成されていない機関の状況

監査実施機関名	特殊勤務手当の名称
農業試験場	有害物等取扱手当(有害物)
	有害物等取扱手当(危険物質)
畜産試験場	種雄牛馬等取扱手当
中小家畜試験場	種雄牛馬等取扱手当
	有害物等取扱手当(有害物)
水産試験場	有害物等取扱手当(有害物)
智頭農林高等学校	教員特殊業務手当(部活動指導)
倉吉農業高等学校	教員特殊業務手当(部活動指導)
境港総合技術高等学校	教員特殊業務手当(部活動指導)

(イ) 実績を確認できる文書は作成されているが確認が行われていない機関

東部総合事務所県土整備局等では、狂犬病予防等業務手当(犬の捕獲・収容及び殺処分)や特殊現場作業手当(動物死体処理)について、実績を確認できる文書は作成されているが、これらの文書に基づく実績の確認が行われていなかった。

表3 実績を確認できる文書は作成されているが確認が行われていない機関の状況

監査実施機関名	特殊勤務手当の名称	確認できる文書
東部総合事務所県土整備局	狂犬病予防等業務手当(捕獲・収容)	犬の保護日誌
西部総合事務所県土整備局	狂犬病予防等業務手当(捕獲・収容)	犬の保護日誌
	狂犬病予防等業務手当(殺処分)	犬の保護日誌
	特殊現場作業手当(動物死体処理)	道路管理パトロール日誌

(ウ) 実績を確認できる文書に実績確認に必要な事項が記載されていない機関

米子児童相談所等では、実績確認できる文書に実績確認に必要な事項が明確に記載されていない状況が見受けられた。

表4 実績を確認できる文書に実績確認に必要な事項が記載されていない機関の状況

監査実施機関名 特殊勤務手当の名称	実績確認に使用している文書の状況
米子児童相談所 困難折衝等業務手当(一時保護)	「調査・面接等の経過の記録」に業務の終了時刻が記載されていない。
園芸試験場 有害物等取扱手当(危険物質)	「作業日誌」に作業場所、従事した業務の内容及び当該手当の支給対象となる危険物質の名称が記載されていない。
中部総合事務所福祉保健局 防疫等業務手当(結核問診)	「健康診断票」に業務を行った保健師名及び従事時間を記載する欄がなかった。
中部総合事務所生活環境局 狂犬病予防等業務手当(殺処分)	「犬の保護日誌」に殺処分を行った職員名が記載されていないものがあった。
倉吉警察署 犯罪予防・捜査手当、犯罪鑑識手当	「勤務日誌」に業務の従事状況及び従事時間の記載がされていないものがあった。

[意見]

特殊勤務手当は、職務命令により行った特殊勤務の実績により支給されるものであるため、特殊勤務手当の支給の対象となる業務の実績確認は、支給対象となる業務の実施者の上司である直接監督者が、特殊勤務手当の支給要件に該当するかどうかを判断できる業務の報告書や日誌等の文書に基づいて行うべきものである。

また、特殊勤務手当の実績を確認する文書は、特殊勤務手当の支給の必要性が確認でき、かつ、支給の必要性について県民への説明責任を果たすことができるものでなければならない。

については、特殊勤務手当の支給の対象となる業務の実績が確認できる文書を作成していない機関は、それぞれの特殊勤務手当の支給要件を踏まえて文書へ記載すべき内容を検討し、速やかに作成されたい。

実績を確認できる文書は作成されているが確認が行われていない機関は、適確に実績確認を行われたい。

文書に実績確認に必要な事項が記載されていない機関は、既存の日誌等に特殊勤務手当の支給の対象かどうかを確認できる時間、場所及び業務内容等の記載事項を追加する等工夫して改善を図られたい。

エ 所属の異なる職員が一緒に同一の業務に従事した場合の実績確認

[監査の結果]

東部、中部及び西部総合事務所では、生活環境局の獣医師等と県土整備局の運転士が、一緒に狂犬病予防等業務手当（犬の捕獲・収容）の対象となる犬の捕獲・収容業務を行っている。

東部、西部総合事務所では、生活環境局と県土整備局の職員が一緒に同一の業務に従事しているにもかかわらず生活環境局と県土整備局の当該手当の支給の有無に差がある状況が見受けられた。これについて、両局は相互の実績確認を行っていなかった。

なお、中部総合事務所では、当該手当の支給に当たり、県土整備局が特殊勤務の実績を記載した文書を作成し、それを生活環境局が確認するといった方法により両局間での実績確認を行っていた。

道路企画課では、職員が中部総合事務所県土整備局用地課の職員と一緒に県外に出張して用地交渉を行っていた。この場合、中部総合事務所県土整備局用地課の職員は、困難折衝等業務手当（用地交渉）の支給を申請し当該手当の支給を受けていたが、一緒に用地交渉を行った道路企画課の職員は、当該手当の支給を申請していなかった。

[意見]

所属の異なる職員が一緒に同一の業務に従事した場合は、特殊勤務手当の支給に不均衡が生じないよう、それぞれの機関が支給対象となる業務を確認して支給することが必要である。

については、東部、西部総合事務所の生活環境局及び県土整備局は、両局が同一の狂犬病予防等業務手当（犬の捕獲・収容）の対象となる業務に従事する場合は、中部総合事務所の生活環境局及び県土整備局の事例を参考にするなどして相互に業務の実績が確認できるよう工夫し、当該手当を適正に支給されたい。

道路企画課は、職員が困難折衝等業務手当（用地交渉）の支給対象となる業務に従事した場合は、当該手当の支給対象となる業務の実績を確認し適正に支給されたい。

(2) 特殊勤務手当の支給内容、支給時期は適正か

月額で支給される特殊勤務手当の支給は、まず業務を行った当該月に行われ、その後出勤日数の実績に基づき翌月に支給額の調整が行われる。

日額で支給される特殊勤務手当の支給は、業務を行った月の実績に基づき翌月に支給される。

ア 支給額の誤り等

[監査の結果]

月額で支給された特殊勤務手当について支給状況を確認したところ、知事部局において、過大支給により返納すべきものが7件43,400円、支給額の不足により追給（特殊勤務手当の追加支給）すべきものが1件7,200円、また、支給漏れで支給しなければならないものが2件28,600円あった。（別表1（1）参照）

表5 月額で支給する特殊勤務手当の支給額の誤り等の状況 （単位：件、円）

区 分		知事部局	病院局	企業局	教育委員会	警察本部	合 計
支給額 の誤り	返納	件数	7	0	-	0	7
		金額	43,400	0	-	0	43,400
	追給	件数	1	0	-	0	1
		金額	7,200	0	-	0	7,200
支給漏れ	件数	2	0	-	0	2	
	金額	28,600	0	-	0	28,600	
合 計	件数	10	0	-	0	10	

	金額	79,200	0	-	0	0	79,200
--	----	--------	---	---	---	---	--------

注 件数は、特殊勤務手当の勤務日数により細分化された特殊勤務手当コードごと、職員ごと及び支給月ごとにそれぞれ1件として集計したものである。

なお、企業局は、月額で支給する特殊勤務手当はない。(以下同じ。)

- ・ 過大支給により返納すべき主なものは、総合療育センターの医療業務手当の2件19,200円及び皆成学園の児童生活支援業務手当の4件17,600円で、勤務実績による減額調整を行っていなかったものである。
- ・ 支給額不足により追給すべきものは、総合療育センターの医療業務手当の1件7,200円で、減額調整を誤っていたものである。
- ・ 支給漏れにより支給すべきものは、喜多原学園の児童生活支援業務手当の2件28,600円で、病気休暇から職場復帰した後の支給手続を行っていなかったものである。

日額で支給された特殊勤務手当について支給状況を確認したところ、過大支給により返納すべきものが95件49,376円、支給額の不足により追給すべきものが2件360円、また、支給漏れで支給しなければならないものが11件52,920円あった。(別表2(1)参照)

表6 日額で支給する特殊勤務手当の支給額の誤り等の状況 (単位:件、円)

区 分		知事部局	病院局	企業局	教育委員会	警察本部	合 計	
支給額の誤り	返納	件数	90	2	0	2	1	95
		金額	44,920	3,720	0	400	336	49,376
	追給	件数	2	0	0	0	0	2
		金額	360	0	0	0	0	360
支給漏れ	件数	7	0	0	0	4	11	
	金額	47,960	0	0	0	4,960	52,920	
合 計	件数	99	2	0	2	5	108	
	金額	93,240	3,720	0	400	5,296	102,656	

注 件数は、特殊勤務手当の従事時間により細分化された特殊勤務手当コードごと、職員ごと及び支給月ごとにそれぞれ1件として集計したものである。

- ・ 過大支給により返納すべきものは、次のとおりである。
知事部局では、園芸試験場の有害物等取扱手当(有害物)の26件19,800円で支給対象外である屋外での農薬散布作業に当該手当を支給したものの、及び衛生環境研究所の防疫等業務手当の19件8,700円で特殊勤務手当の入力誤り等により支給額を誤ったものである。
病院局では、中央病院の夜間看護等手当(呼出し)の2件3,720円で、特殊勤務手当の入力誤りにより支給額を誤ったものである。
教育委員会では、鳥取東高等学校の教育業務連絡指導手当の2件400円で、特殊勤務手当の入力誤りにより支給額を誤ったものである。
警察本部では、境港警察署の犯罪予防・捜査手当の1件336円で、特殊勤務手当の入力誤りにより支給額を誤ったものである。
- ・ 支給額の不足により追給すべきものは、知事部局の衛生環境研究所の防疫等業務手当1件240円で勤務時間と特殊勤務時間の不整合によるもの、及び栽培漁業センターの航海手当1件120円で業務に従事した者が手当の支給区分を誤っていたものである。
- ・ 支給漏れで支給すべき主なものは、知事部局では、総合療育センターの夜間看護手当の2件46,400円で、特殊勤務の業務の実施者が特殊勤務管理システムの実績入力区分を誤っていたものである。
また、警察本部では、倉吉警察署の呼出手当(夜間における緊急時の呼出しによる加算)の4件4,960円で、特殊勤務の業務の実施者が実績報告を行っていなかったものである。

[意 見]

特殊勤務手当の支給額に誤りがあった機関は、特殊勤務手当の返納や不足分の追加支給の処理を速や

かに行うとともに、今後はこのようなことが起こらないよう関係職員に特殊勤務手当に関する諸規程の周知・徹底を図り、特殊勤務手当を適正に支給されたい。

イ 支給の遅延

[監査の結果]

月額で支給される特殊勤務手当について支給状況を確認したところ、支給額の調整が1か月以上遅延していたものが183件あった。(別表1(2)参照)

表7 月額で支給される特殊勤務手当の調整の遅延の状況(単位:件)

知事部局	病院局	企業局	教育委員会	警察本部	合計
18	57	-	108	0	183

- 遅延していた主な機関の特殊勤務手当は、知事部局では総合療育センターの医療業務手当、病院局では中央病院の医療業務手当及び教育委員会では養護学校等の教員特殊業務手当(障害児直接指導)であり、遅延の理由はいずれも事務担当者の事務の遅延等によるものであった。

日額で支給される特殊勤務手当について支給状況を確認したところ、支給が1か月以上遅延していたものが19,974件あった。(別表2(2)参照)

表8 日額で支給される特殊勤務手当の支給の遅延の状況(単位:件)

知事部局	病院局	企業局	教育委員会	警察本部	合計
797	105	4	7,063	12,005	19,974

遅延の主なものは、次のとおりである。

- 知事部局では、衛生環境研究所の防疫等業務手当における特殊勤務の業務の実施者の実績申請の遅延及び所属長の実績承認の遅延によるものであり、この中には所属長の実績承認が6か月以上も行われていないものがあった。また、そのほかは、倉吉児童相談所の困難折衝等業務手当(徴収、社会福祉及び一時保護)における特殊勤務の業務の実施者の実績申請の遅延によるものであった。
- 病院局では、中央病院の夜間看護等手当(看護師等)における特殊勤務の業務の実施者の報告の遅延によるものであった。
- 教育委員会では、高等学校及び養護学校等の教員特殊業務手当(修学旅行等、対外競技等引率及び部活動指導)における特殊勤務の業務の実施者の報告の遅延及び事務担当者の手続の遅延によるものであった。
- 警察本部では、鳥取警察署及び米子警察署等の警ら手当や犯罪予防・捜査手当における特殊勤務の業務の実施者の実績確認作業に直接監督者及び事務担当者が時間を要したこと、及び業務の実施者の県外出張等により業務の報告が遅れたことによる遅延であった。

警察本部の遅延件数は、全体の遅延件数の6割以上を占めている。これは、特殊勤務手当の種類及び件数が多いことに加え、月額で支給されていた特殊勤務手当が平成18年4月実績分から日額で支給されることとなったため、業務の実施者が実績を作成すること又は直接監督者が実績の確認をすることに不慣れであったことが原因である。

なお、平成19年度はおおむね改善されていた。

[意見]

特殊勤務手当の支給の遅延は、特殊勤務の業務の実施者の実績申請の遅延(報告の遅延)、所属長の実績承認の遅延及び事務担当者の手続の遅延が主なものであり、これは、特殊勤務手当の支給要件等の基本的事項が十分に理解されていないことが原因になっていると思われる。

については、特殊勤務手当を支給する機関は、職員に対して特殊勤務手当の支給要件等の基本的な事項を十分に理解させた上で、支給遅延が発生しないよう適正な事務処理を行われたい。

特に警察本部は、業務の実施者である署員が提出した業務の実績を直接監督者が十分に確認されたい。

3 特殊勤務管理システムについて

(1) 特殊勤務管理システムに改善すべき点はないか

- ア 一画面に入力できる手当の数の増

[監査の結果]

知事部局及び企業局（東部事務所及び西部事務所を除く。）では、特殊勤務手当の支給に当たって、特殊勤務管理システムが導入されている。

特殊勤務管理システムでは、特殊勤務手当の種類や従事時間等により特殊勤務手当コードが設定されており、特殊勤務手当の申請の画面に入力できる特殊勤務手当コードの数は2コードとなっている。多くの種類の特殊勤務手当を支給することがある機関では、1人が最大6つの特殊勤務手当コードを入力することが必要となっているため、職員は複数の申請画面を使用して業務の実績を入力している。

その入力後は、実績確認を行う直接監督者、実績承認を行う所属長及び事務担当者のそれぞれが、各種の手当に係る複数の申請画面を切り替えながら確認を行っており、業務が煩雑となっている。

[意見]

職員課は、特殊勤務手当に係る申請及び確認事務がより円滑に行われるよう、申請の画面に入力できる特殊勤務手当コードの数を増やすことについて、複数の特殊勤務手当コードを使用している機関の実態を踏まえて検討されたい。

イ 複数の特殊勤務を行った場合の時間数の確認

[監査の結果]

支給要件が時間によることとされている特殊勤務手当を支給する場合、特殊勤務の業務の実施者の直接監督者や事務担当者は、支給要件への該当の有無について、申請者が記載した時間を確認している。

また、特殊勤務の業務の実施者が一日に複数の業務を行った場合、特殊勤務の業務の実施者の直接監督者は、申請・承認画面には開始時刻と終了時刻が1回分しか入力できないため、2回目以降の業務がある場合はその時間を、従事場所・内容欄に記載することとされており、それらの時間を手計算により合算して確認している。

[意見]

支給要件が時間によることとされている特殊勤務手当を支給する場合、特殊勤務の業務の実施者の直接監督者や事務担当者が複数の業務従事時間を合計して実績を確認することは、労力を要するものであり、また、支給誤りの発生する要因にもなると思われる。

については、職員課は、支給要件が時間によることとされている特殊勤務手当を支給する場合の業務従事時間の確認が迅速かつ適確に実施できるよう、特殊勤務管理システムの改善を検討されたい。

ウ 承認者への実績申請の自動送信

[監査の結果]

特殊勤務管理システムでは、特殊勤務の業務の実施者が特殊勤務手当の実績申請を行った場合、特殊勤務の業務の実施者の直接監督者や所属機関の長は、毎月、電子情報を見ながら実績承認を行っている。しかし、特殊勤務管理システムは、申請者の情報が、申請の都度自動的に次の承認者に送信されないこととなっているため、次以降の承認者が申請に気付くのが遅れ、それが支給の遅延の原因の一つとなっている状況が見受けられた。

なお、旅費システムや休暇申請・承認システムでは、申請者の情報が自動的に次の承認者へ送信されるようになっている。

[意見]

特殊勤務手当の支給の遅延の大きな原因の一つには、特殊勤務管理システムでは申請者の情報が次の承認者へ自動的に送信されないことがあると思われる。

については、職員課は、毎月の実績承認が速やかに行われ、承認の遅れによる支給遅延が発生することのないよう、特殊勤務管理システムの改善を検討されたい。

(2) 特殊勤務管理システムは他部局でも導入できないか

ア 県立学校への導入

[監査の結果]

現在、高等学校等の県立学校では、知事部局で導入されている特殊勤務管理システムが導入されてい

ないため、特殊勤務手当の支給に関する事務は、すべて書面による文書を作成して行われている。

高等学校等の県立学校では、特殊勤務手当の種類が多く、しかも従事時間ごとに特殊勤務手当コードが細分化されている。特殊勤務手当の支給に当たっては、前月分の実績を1人ずつ、さらに特殊勤務手当コードの区分ごとに時間外等修正通知書に記入しているため、特に事務担当者の業務量が多くなっている。

また、この通知書は毎月7日までに教育委員会事務局教育総務課に提出しなければならないこととなっている。

このため、特殊勤務手当の種類や件数が多い倉吉農業高等学校等の事務担当者は、毎月の支給事務を行う時期に時間外勤務を行っていた。

[意 見]

県立学校での特殊勤務手当の支給の遅延の原因の多くは、事務担当者が限られた時間内に処理すべき業務量が多いことにあると思われる。

については、教育総務課は県立学校における特殊勤務手当の支給に関する事務が効率的に行えるよう、知事部局で導入している特殊勤務管理システムの県立学校への導入を検討されたい。

イ 警察本部への導入

[監査の結果]

現在、警察本部及び各警察署では、知事部局で導入されている特殊勤務管理システムが導入されていないため、特殊勤務手当の支給に関する事務は、すべて書面による文書を作成して行われている。

警察本部及び各警察署では、特殊勤務手当の種類や件数が多く、しかも従事時間が4時間以上と4時間未満で特殊勤務手当コードが区分されており、併給禁止の規定も設けられているため、業務の実施者が実績を作成するのに時間を要している。また、直接監督者が実績の確認を行う場合は、前月分の従事時間数の積み上げの実績を1人ずつ、さらに特殊勤務手当コードの区分ごとに、併給禁止に該当するかどうか確認しなければならないため、実績確認に時間を要している。

さらに事務担当者は、直接監督者が実績確認を行ったものを再度実績確認して、時間外等修正通知書に記入しており、事務担当者の業務量は多く、時間外勤務を行い業務をこなしていた。各警察署は、この通知書を毎月7日までに警察本部に提出しなければならないこととなっている。

[意 見]

警察本部及び各警察署での特殊勤務手当の支給の遅延の原因の多くは、業務実施者の実績の作成、直接監督者の実績の確認及び事務担当者の実績の再確認等の業務量が多く、限られた時間内に処理できないことにあると思われる。

については、警察本部は特殊勤務手当の支給に関する事務が効率的に行えるよう、知事部局で導入している特殊勤務管理システムの警察本部及び各警察署への導入を検討されたい。

別表1 月額で支給された特殊勤務手当の支給額の誤り等の状況

(1) 支給額の誤り等の件数

[知事部局]

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	支給額の誤り		支給漏れ	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	【皆成学園】				
	児童生活支援業務手当	返納	4 17,600	-	-
	計	返納	4 17,600	-	-
2	【総合療育センター】				
	医療業務手当	返納	2 19,200	-	-
		追給	1 7,200		
	計	返納	2 19,200	-	-

		追給	1	7,200		
3	【喜多原学園】					
	児童生活支援業務手当	返納	1	6,600	2	28,600
	計	返納	1	6,600	2	28,600
	合 計	返納	7	43,400	2	28,600
		追給	1	7,200		

(2) 支給額の調整が遅延した件数

〔知事部局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【皆成学園】	
	児童生活支援業務手当	1
	計	1
2	【総合療育センター】	
	医療業務手当	12
	計	12
3	【喜多原学園】	
	児童生活支援業務手当	5
	計	5
4	【食肉衛生検査所】	
	と畜検査等業務手当	-
	計	-
	合 計	18

注 件数欄の「-」は、支給実績はあったが支給額の調整が遅延はなかったことを表す（以下同じ。）

〔病院局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【中央病院】	
	放射線取扱手当	3
	医療業務手当	44
	結核病棟等業務・感染性検査業務手当	8
	計	55
2	【厚生病院】	
	放射線取扱手当	-
	医療業務手当	2
	結核病棟等業務・感染性検査業務手当	-
	計	2
	合 計	57

〔教育委員会〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【鳥取盲学校】	
	教員特殊業務手当	-
	計	-
2	【鳥取聾学校】	
	教員特殊業務手当	12
	計	12
3	【鳥取養護学校】	
	教員特殊業務手当	-
	計	-
4	【白兔養護学校】	
	教員特殊業務手当	24
	計	24
5	【倉吉養護学校】	
	教員特殊業務手当	54
	計	54
6	【皆生養護学校】	
	教員特殊業務手当	16
	計	16
7	【米子養護学校】	
	教員特殊業務手当	2
	計	2
	合 計	108

〔警察本部〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【警察本部地域課】	
	航空手当	-
	計	-
	合 計	-

注 別表1(1)及び(2)の件数は、特殊勤務手当の勤務日数により細分化された特種勤務手当コードごと、職員ごと及び支給月ごとにそれぞれ1件として集計したものである。

(1) 支給額の誤り等の件数

〔知事部局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	支給額の誤り			支給漏れ	
		区分	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	【総合療育センター】					
	夜間看護手当(看護師等)	返納	1	3,200	2	46,400
	計	返納	1	3,200	2	46,400
2	【衛生環境研究所】					
	防疫等業務手当(衛生環境研究所)	返納	19	8,700	4	1,200
		追給	1	240		
	計	返納	19	8,700	4	1,200
		追給	1	240		
3	【農業試験場】					
	有害物等取扱手当(危険物質)	返納	20	3,600	-	-
	計	返納	20	3,600	-	-
4	【園芸試験場】					
	有害物等取扱手当(有害物)	返納	26	19,800	-	-
	〃(危険物質)	返納	11	2,700	1	360
	計	返納	37	22,500	1	360
5	【栽培漁業センター】					
	航海手当(泊を伴わないもの)	追給	1	120	-	-
	計	追給	1	120	-	-
6	【中部総合事務所福祉保健局】					
	医療業務手当	返納	9	3,520	-	-
	困難折衝等業務手当(社会福祉)	返納	1	880	-	-
	計	返納	10	4,400	-	-
7	【中部総合事務所県土整備局】					
	狂犬病予防等業務手当(殺処分)	返納	1	600	-	-
	計	返納	1	600	-	-
8	【西部総合事務所県土整備局】					
	困難折衝等業務手当(用地交渉)	返納	1	1,680	-	-
	計	返納	1	1,680	-	-
9	【日野総合事務所県土整備局】					
	特殊現場作業手当(除雪)	返納	1	240	-	-
	計	返納	1	240	-	-
合計		返納	90	44,920	7	47,960
		追給	2	360		

〔病院局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	支給額の誤り			支給漏れ	
		区分	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	【中央病院】					
	夜間看護等手当(呼出し)	返納	2	3,720	-	-
	計	返納	2	3,720	-	-
合計		返納	2	3,720	-	-

〔教育委員会〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	支給額の誤り			支給漏れ	
		区分	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	【鳥取東高等学校】					
	教育業務連絡指導手当	返納	2	400	-	-
	計	返納	2	400	-	-
合 計		返納	2	400	-	-

〔警察本部〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	支給額の誤り			支給漏れ	
		区分	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1	【倉吉警察署】					
	緊急呼出時の加算	返納	-	-	4	4,960
	計	返納	-	-	4	4,960
2	【境港警察署】					
	犯罪予防・捜査手当	返納	1	336	-	-
	計	返納	1	336	-	-
合 計		返納	1	336	4	4,960

(2) 支給の遅延件数

〔知事部局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【消防防災航空室】	
	災害応急作業等手当 (航空機搭乗)	-
	計	-
2	【総合療育センター】	
	夜間看護手当 (看護師等)	5
	計	5
3	【福祉相談センター】	
	困難折衝等業務手当 (社会福祉)	48
	(一時保護)	16
	計	32
4	【倉吉児童相談所】	
	困難折衝等業務手当 (徴収)	123
	(社会福祉)	12
	(一時保護)	78
	計	33
5	【米子児童相談所】	
	困難折衝等業務手当 (社会福祉)	7
	(一時保護)	5
	計	2
6	【精神保健福祉センター】	
	困難折衝等業務手当 (社会福祉)	7
	(一時保護)	7

	困難折衝等業務手当	4
	(精神保健)	4
	医療業務手当	6
	計	10
7	【衛生環境研究所】	
	防疫等業務手当 (衛生環境研究所)	126
	計	126
8	【食肉衛生検査所】	
	と畜検査等業務手当	9
	計	9
9	【林政課】	
	困難折衝等業務手当 (徴収)	3
	計	3
10	【水産課】	
	取締等業務手当 (漁業取締)	15
	計	15
11	【農業試験場】	
	有害物等取扱手当 (有害物)	6
	(危険物質)	-
	計	6
12	【園芸試験場】	
	有害物等取扱手当 (有害物)	34
	(危険物質)	24
	計	10

	計	34
13	【畜産試験場】	
	種雄牛馬等取扱手当	-
	有害物等取扱手当	-
	(有害物)	-
	計	-
14	【中小家畜試験場】	
	種雄牛馬等取扱手当	6
	有害物等取扱手当	5
	(有害物)	5
	計	11
15	【鳥取家畜保健衛生所】	
	防疫等業務手当	-
	(家畜伝染病予防)	-
	家畜保健衛生業務手当	-
	(患畜殺処分)	-
	(死亡畜解剖)	-
	(その他)	-
	計	-
16	【倉吉家畜保健衛生所】	
	防疫等業務手当	-
	(家畜伝染病予防)	-
	家畜保健衛生業務手当	-
	(患畜殺処分)	-
	(死亡畜解剖)	-
	(その他)	-
	計	-
17	【西部家畜保健衛生所】	
	防疫等業務手当	-
	(家畜伝染病予防)	-
	家畜保健衛生業務手当	-
	(患畜殺処分)	-
	(死亡畜解剖)	-
	(その他)	-
	計	-
18	【水産試験場】	
	航海手当	5
	(泊を伴うもの)	2
	(泊を伴わないもの)	3
	有害物等取扱手当	-
	(有害物)	-
	計	5
19	【栽培漁業センター】	
	航海手当	52
	(泊を伴わないもの)	52

	潜水手当	19
	(20m以下)	19
	有害物等取扱手当	5
	(有害物)	5
	計	76
20	【境港水産事務所】	
	困難折衝等業務手当	1
	(徴収)	1
	計	1
21	【東部総合事務所県税局】	
	困難折衝等業務手当	14
	(徴収)	14
	計	14
22	【東部総合事務所福祉保健局】	
	困難折衝等業務手当	20
	(社会福祉)	20
	(精神保健)	-
	防疫等業務手当	6
	(感染症予防)	-
	(結核患者療養指導)	1
	(採血)	4
	(結核問診)	1
	計	26
23	【東部総合事務所生活環境局】	
	狂犬病予防等業務手当	12
	(捕獲、収容)	7
	(殺処分)	5
	計	12
24	【東部総合事務所農林局】	
	困難折衝等業務手当	-
	(用地交渉)	-
	計	-
25	【東部総合事務所県土整備局】	
	困難折衝等業務手当	48
	(用地交渉)	48
	特殊現場作業手当	12
	(坑内)	2
	(除雪)	-
	(動物死体処理)	10
	狂犬病予防等業務手当	10
	(捕獲、収容)	10
	計	70
26	【八頭総合事務所農林局】	
	特殊現場作業手当	2
	(高所)	2

	計	2
27	【八頭総合事務所県土整備局】	
	困難折衝等業務手当	4
	(用地交渉)	4
	特殊現場作業手当	12
	(除雪)	5
	(動物死体処理)	7
	計	16
28	【中部総合事務所県税局】	
	困難折衝等業務手当	-
	(徴収)	-
	計	-
29	【中部総合事務所福祉保健局】	
	医療業務手当	3
	困難折衝等業務手当	-
	(社会福祉)	-
	(一時保護)	-
	(精神保健)	-
	防疫等業務手当	2
	(感染症予防)	-
	(結核患者療養指導)	1
	(採血)	1
	(結核問診)	-
	計	5
30	【中部総合事務所生活環境局】	
	環境衛生検査等業務手当	1
	狂犬病予防等業務手当	1
	(捕獲、収容)	1
	(殺処分)	-
	計	2
31	【中部総合事務所農林局】	
	防疫等業務手当	1
	(家畜伝染病予防)	1
	計	1
32	【中部総合事務所県土整備局】	
	困難折衝等業務手当	-
	(用地交渉)	-
	特殊現場作業手当	6
	(除雪)	1
	(動物死体処理)	5
	狂犬病予防等業務手当	5
	(捕獲、収容)	5
	(殺処分)	-
	計	11
33	【西部総合事務所県税局】	

	困難折衝等業務手当	28
	(徴収)	28
	計	28
34	【西部総合事務所福祉保健局】	
	困難折衝等業務手当	15
	(社会福祉)	14
	(精神保健)	1
	防疫等業務手当	2
	(感染症予防)	-
	(結核患者療養指導)	-
	(採血)	2
	(結核問診)	-
	計	17
35	【西部総合事務所生活環境局】	
	狂犬病予防等業務手当	13
	(捕獲、収容)	9
	(殺処分)	4
	計	13
36	【西部総合事務所農林局】	
	困難折衝等業務手当	27
	(用地交渉)	27
	計	27
37	【西部総合事務所県土整備局】	
	困難折衝等業務手当	26
	(用地交渉)	26
	特殊現場作業手当	14
	(除雪)	1
	(動物死体処理)	13
	狂犬病予防等業務手当	5
	(捕獲、収容)	3
	(殺処分)	2
	計	45
38	【日野総合事務所福祉保健局】	
	困難折衝等業務手当	13
	(社会福祉)	6
	(精神保健)	7
	防疫等業務手当	6
	(感染症予防)	1
	(結核患者療養指導)	2
	(採血)	3
	医療業務手当	1
	(4級)	1
	狂犬病予防等業務手当	
	(捕獲、収容)	-
	計	20

39	【日野総合事務所県土整備局】	
	特殊現場作業手当	9
	(除雪)	-
	(道路上作業)	-
	(動物死体処理)	9
	計	9
	合計	797

注 件数欄の「-」は、支給実績はあったが支給の遅延はなかったことを表す。(以下同じ。)

〔病院局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【中央病院】	
	結核病棟等業務手当	16
	夜間看護等手当	53
	(呼び出し)	2
	(看護師等)	51
	(加算額)	-
	計	69
2	【厚生病院】	
	結核病棟等業務手当	35
	夜間看護等手当	1
	(呼び出し)	1
	(看護師等)	-
	(加算額)	-
	計	36
	合計	105

〔企業局〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【企業局】	
	特殊現場作業手当	4
	(発電所維持管理)	4
	計	4
2	【東部事務所】	
	特殊現場作業手当	-
	(高所)	-
	(坑内)	-
	(建築現場)	-
	(発電所維持管理)	-
	(発電用導水路等設置)	-
	(工業用水道施設維持管理)	-
	計	-
3	【西部事務所】	
	特殊現場作業手当	-

	(高所)	-
	(坑内)	-
	(発電所維持管理)	-
	(発電用導水路等設置)	-
	(工業用水道施設維持管理)	-
	計	-
	合計	4

〔教育委員会〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【鳥取東高等学校】	
	教員特殊業務手当	1,162
	(修学旅行等)	109
	(対外競技等引率)	222
	(部活動指導)	831
	教育業務連絡指導手当	13
	計	1,175
2	【鳥取西高等学校】	
	教員特殊業務手当	90
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	12
	(部活動指導)	78
	教育業務連絡指導手当	1
	計	91
3	【鳥取商業高等学校】	
	教員特殊業務手当	112
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	20
	(部活動指導)	92
	教育業務連絡指導手当	1
	計	113
4	【鳥取工業高等学校】	
	教員特殊業務手当	394
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	105
	(部活動指導)	289
	教育業務連絡指導手当	6
	計	400
5	【鳥取湖陵高等学校】	
	教員特殊業務手当	567
	(修学旅行等)	45
	(対外競技等引率)	25
	(部活動指導)	476
	(農場等管理)	21
	教育業務連絡指導手当	-

	計	567
6	【鳥取緑風高等学校】	
	教員特殊業務手当	33
	(対外競技等引率)	8
	(部活動指導)	12
	(農場等管理)	13
	教育業務連絡指導手当	-
	計	33
7	【青谷高等学校】	
	教員特殊業務手当	51
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	8
	(部活動指導)	43
	教育業務連絡指導手当	3
	計	54
8	【岩美高等学校】	
	教員特殊業務手当	53
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	9
	(部活動指導)	44
	教育業務連絡指導手当	2
	計	55
9	【八頭高等学校】	
	教員特殊業務手当	61
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	19
	(部活動指導)	42
	教育業務連絡指導手当	-
	計	61
10	【智頭農林高等学校】	
	教員特殊業務手当	42
	(修学旅行等)	-
	(対外競技等引率)	7
	(部活動指導)	32
	(農場等管理)	3
	教育業務連絡指導手当	-
	計	42
11	【倉吉東高等学校】	
	夜間定時制業務兼務手当	17
	教員特殊業務手当	586
	(修学旅行等)	73
	(対外競技等引率)	144
	(部活動指導)	369
	教育業務連絡指導手当	59
	計	662

12	【倉吉西高等学校】	
	教員特殊業務手当	211
	(修学旅行等)	17
	(対外競技等引率)	37
	(部活動指導)	157
	教育業務連絡指導手当	-
	計	211
13	【倉吉農業高等学校】	
	教員特殊業務手当	279
	(修学旅行等)	2
	(対外競技等引率)	15
	(部活動指導)	117
	(農場等管理)	145
	教育業務連絡指導手当	52
	種雄牛馬等取扱手当	7
	計	338
14	【倉吉総合産業高等学校】	
	教員特殊業務手当	417
	(修学旅行等)	1
	(対外競技等引率)	48
	(部活動指導)	368
	教育業務連絡指導手当	10
	計	427
15	【鳥取中央育英高等学校】	
	教員特殊業務手当	407
	(修学旅行等)	22
	(対外競技等引率)	144
	(部活動指導)	241
	教育業務連絡指導手当	-
	計	407
16	【米子東高等学校】	
	夜間定時制業務兼務手当	-
	教員特殊業務手当	316
	(対外競技等引率)	34
	(部活動指導)	282
	教育業務連絡指導手当	2
	計	318
17	【米子西高等学校】	
	教員特殊業務手当	224
	(対外競技等引率)	20
	(部活動指導)	204
	教育業務連絡指導手当	13
	計	237
18	【米子高等学校】	
	教員特殊業務手当	162

	(修学旅行等)	1
	(对外競技等引率)	18
	(部活動指導)	129
	(農場等管理)	14
	教育業務連絡指導手当	8
	計	170
19	【米子南高等学校】	
	教員特殊業務手当	259
	(修学旅行等)	1
	(对外競技等引率)	30
	(部活動指導)	228
	教育業務連絡指導手当	9
	計	268
20	【米子工業高等学校】	
	教員特殊業務手当	284
	(修学旅行等)	11
	(对外競技等引率)	26
	(部活動指導)	247
	教育業務連絡指導手当	35
	計	319
21	【米子白鳳高等学校】	
	教員特殊業務手当	18
	(对外競技等引率)	1
	(部活動指導)	8
	(農場等管理)	9
	教育業務連絡指導手当	15
	計	33
22	【境高等学校】	
	教員特殊業務手当	312
	(修学旅行等)	31
	(对外競技等引率)	60
	(部活動指導)	221
	教育業務連絡指導手当	18
	計	330
23	【境港総合技術高等学校】	
	航海手当	107
	(泊を伴うもの)	89
	(泊を伴わないもの)	18
	乗船実習指導手当	3
	教員特殊業務手当	156
	(修学旅行等)	3
	(对外競技等引率)	12
	(部活動指導)	141
	教育業務連絡指導手当	-
	計	266

24	【日野高等学校】	
	教員特殊業務手当	219
	(对外競技等引率)	5
	(部活動指導)	135
	(農場等管理)	79
	教育業務連絡指導手当	1
	計	220
25	【鳥取盲学校】	
	教員特殊業務手当	16
	(修学旅行等)	8
	(对外競技等引率)	8
	教育業務連絡指導手当	12
	計	28
26	【鳥取聾学校】	
	教員特殊業務手当	13
	(修学旅行等)	-
	(部活動指導)	13
	教育業務連絡指導手当	-
	計	13
27	【鳥取養護学校】	
	教員特殊業務手当	3
	(修学旅行等)	3
	教育業務連絡指導手当	-
	計	3
28	【白兔養護学校】	
	教員特殊業務手当	121
	(修学旅行等)	121
	教育業務連絡指導手当	11
	計	132
29	【倉吉養護学校】	
	教員特殊業務手当	38
	(修学旅行等)	38
	教育業務連絡指導手当	6
	計	44
30	【皆生養護学校】	
	教員特殊業務手当	-
	(修学旅行等)	-
	教育業務連絡指導手当	2
	計	2
31	【米子養護学校】	
	教員特殊業務手当	-
	(修学旅行等)	-
	教育業務連絡指導手当	44
	計	44
	合計	7,063

〔警察本部〕

番号	【監査実施機関名】 特殊勤務手当の名称	件数
1	【警察本部総務課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	死体取扱手当	-
	計	-
2	【警察本部警察県民課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	-
3	【警察本部警務課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	-
4	【警察本部情報管理課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	夜間特殊業務手当	-
	計	-
5	【警察本部監察官室】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	-
6	【警察本部生活安全企画課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	-
7	【警察本部少年課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	死体取扱手当	-
	計	-
8	【警察本部生活環境課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	-
9	【警察本部地域課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	警ら手当	2
	航空手当	2
	夜間特殊業務手当	2
	計	6
10	【警察本部通信指令課】	
	通信指令手当	2
	夜間特殊業務手当	-
	計	2
11	【警察本部自動車警ら隊】	
	警ら手当	12
	死体取扱手当	2
	夜間特殊業務手当	-
	犯罪予防・捜査手当	-

	交通捜査取締手当	-
	計	14
12	【警察本部捜査第一課】	
	犯罪予防・捜査手当	9
	死体取扱手当	8
	看守手当	1
	緊急呼出時の加算	-
	交通捜査取締手当	-
	計	18
13	【警察本部捜査第二課】	
	犯罪予防・捜査手当	19
	計	19
14	【警察本部組織犯罪対策課】	
	犯罪予防・捜査手当	19
	計	19
15	【警察本部鑑識課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	犯罪鑑識手当	3
	緊急呼出時の加算	-
	計	3
16	【警察本部科学捜査研究所】	
	犯罪鑑識手当	-
	死体取扱手当	-
	緊急呼出時の加算	-
	計	-
17	【警察本部交通企画課】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	死体取扱手当	-
	計	-
18	【警察本部交通指導課】	
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	14
	緊急呼出時の加算	-
	計	14
19	【警察本部運転免許課】	
	運転免許試験手当	4
	犯罪予防・捜査手当	-
	計	4
20	【警察本部交通機動隊】	
	犯罪予防・捜査手当	-
	交通捜査取締手当	18
	死体取扱手当	-
	夜間特殊業務手当	1
	計	19
21	【警察本部高速道路交通警察隊】	

	犯罪予防・捜査手当	-
	交通捜査取締手当	8
	夜間特殊業務手当	-
	計	8
22	【警察本部警備第一課】	
	犯罪予防・捜査手当	7
	死体取扱手当	-
	計	7
23	【警察本部警備第二課】	
	犯罪予防・捜査手当	1
	身辺警護手当	-
	計	1
24	【警察本部警機動隊】	
	犯罪予防・捜査手当	3
	警ら手当	2
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	1
	死体取扱手当	-
	看守手当	-
	潜水手当	11
	身辺警護手当	1
	夜間特殊業務手当	12
	計	30
25	【警察本部警察学校】	
	夜間特殊業務手当	-
	計	-
26	【鳥取警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	1,179
	警ら手当	2,553
	犯罪鑑識手当	269
	交通捜査取締手当	458
	死体取扱手当	79
	看守手当	419
	緊急走行手当	38
	潜水手当	118
	身辺警護手当	-
	夜間特殊業務手当	46
	緊急呼出時の加算	-
	計	5,159
27	【郡家警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	158
	警ら手当	74
	犯罪鑑識手当	2
	交通捜査取締手当	162
	死体取扱手当	14

	看守手当	215
	災害応急手当	-
	夜間特殊業務手当	99
	緊急呼出時の加算	2
	計	726
28	【智頭警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	1
	警ら手当	-
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	2
	死体取扱手当	-
	看守手当	6
	夜間特殊業務手当	-
	緊急呼出時の加算	-
	計	9
29	【浜村警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	16
	警ら手当	1
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	7
	死体取扱手当	-
	看守手当	-
	夜間特殊業務手当	726
	緊急呼出時の加算	8
	計	758
30	【倉吉警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	327
	警ら手当	230
	犯罪鑑識手当	33
	交通捜査取締手当	228
	死体取扱手当	71
	看守手当	112
	夜間特殊業務手当	106
	緊急呼出時の加算	7
	計	1,114
31	【八橋警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	11
	警ら手当	15
	犯罪鑑識手当	2
	交通捜査取締手当	25
	死体取扱手当	-
	看守手当	2
	災害応急手当	1
	夜間特殊業務手当	-
	緊急呼出時の加算	4

	計	60
32	【米子警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	1,240
	警ら手当	1,412
	犯罪鑑識手当	48
	交通捜査取締手当	469
	死体取扱手当	4
	看守手当	518
	災害応急手当	7
	身辺警護手当	-
	夜間特殊業務手当	156
	緊急呼出時の加算	2
	航空手当	-
	計	3,856
33	【境港警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	46
	警ら手当	22
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	7
	死体取扱手当	1

	看守手当	49
	警備艇運航手当	-
	夜間特殊業務手当	25
	緊急呼出時の加算	2
	計	152
34	【黒坂警察署】	
	犯罪予防・捜査手当	2
	警ら手当	-
	犯罪鑑識手当	-
	交通捜査取締手当	2
	死体取扱手当	-
	看守手当	1
	夜間特殊業務手当	2
	緊急呼出時の加算	-
	計	7
	合計	12,005

注 別表2(1)及び(2)の件数は、特殊勤務手当の従事時間により細分化された特殊勤務手当コードごと、職員ごと及び支給月ごとにそれぞれ1件として集計したものである。